

土浦市新消防署庁舎整備基本計画

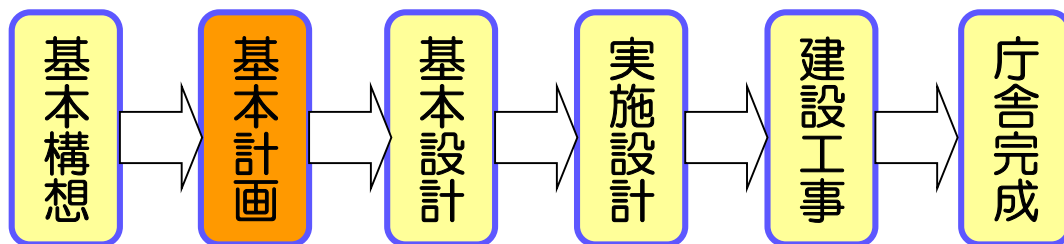
土浦市消防本部

1 基本計画策定の趣旨

1-1 基本計画の位置づけ

市民の安全と安心を確保する消防署庁舎を新たに整備するため、令和6年2月に「土浦市新消防署庁舎整備基本構想」（以下「基本構想」という。）を策定した。

この基本計画は、基本構想に基づき施設整備に必要な諸条件の整理を行おうとするものである。



土浦市新消防署庁舎建設年次計画	
令和3年度	第1期内部検討委員会設置（消防職員）
令和4年度	第2期内部検討委員会設置（消防職員）
令和5年度	土浦市消防本部新庁舎建設検討委員会設置（外部有識者等） 基本構想策定
令和6年度	新消防署建設用地選定委員会設置（副市長、関係各部課長） 基本計画策定 建設用地測量実施 建設用地取得 基本設計・実施設計契約
令和7年度	基本設計・実施設計
令和8年度	本体工事着工
令和9年度	竣工予定

1-2 基本構想の反映「土浦市新消防署庁舎整備基本構想」より

(1) 南分署の現状と課題

現南分署庁舎は、昭和58年に竣工して以来、41年の年月が経過しており、建物本体の老朽化に付随して、建具の不良、車庫の雨漏りなど、不具合が相次いで発生している状況である。

現在地は救急活動拠点として市内の中心市街地に隣接し交通のアクセスも良く理想的であるが、敷地については狭隘であり、消防職員の災害活動能力を向上するための訓練施設や、来客用の駐車場さえ確保できない状況である。従って現在地での建て替えは困難であると推測される。

(2) 荒川沖消防署の現状と課題

現荒川沖庁舎は、昭和49年に竣工して以来、50年が経過している庁舎である。竣工から38年が経過した際に一部改修工事を実施した庁舎である。

現在地は荒川沖駅の北側に位置している。庁舎東側は線路であり、庁舎北側が跨線橋の為、交通アクセスは良好とは言えない。また住宅街に位置している為、放水訓練や救助活動訓練等の、周辺環境に影響を及ぼす訓練が実施出来ないほか、出勤および帰署に使用する道路が狭隘で、対向車とのすれ違いが困難など車両動線に大きな課題がある。

(3) 職員に関する現状と課題

消防署に勤務する職員は、その多くが24時間勤務の交代制勤務職員であり、その勤務の性格上、職員にとって消防署内で長い時間生活しており、業務を行う上で、消防活動や救急活動によって感染症に汚染される危険やその他身体を汚す機会が多いという特徴がある。現状を見てみると、これらに対する衛生面や感染症対策にも対応が完全とは言えず、職員の厚生面を考えた場合改善する必要がある。消防活動をスムーズに行うためには、汚染された服や身体を洗浄する施設や感染症対策を考えた仮眠室の整備等、衛生的で職員が働きやすい環境の整備が必要である。

(4) 増加する女性消防職員への対応

平成21年、土浦消防として初の女性消防吏員が採用され、令和5年4月現在5名の女性消防吏員が勤務している。土浦市消防本部の目標は、女性消防吏員を定数の5%（10名）以上の採用を掲げているが、女性消防吏員用のスペースは土浦消防署のみの整備となっている。女性消防吏員の配置の自由度が低く、希望する職場の選択肢にも幅がないことから、女性スペースの確保は喫緊の課題である。

（５）組織に関する現状と課題

昭和２５年の常備消防部発足以来７０年が過ぎて、消防業務も時代とともに大きく変化してきた。発足当初は火災が中心業務であったが、その後に救急と救助が加わったことにより、消防体制も大きく様変わりしてきている。火災と救助の出動件数に関しては、ここ１０年間横這いの状況にあるが、一方で、平成に入ると急速な高齢化に伴い、救急需要の増加が著しく、今後も救急の重要性はますます増大していくことが想定される。

この件数の差については、若手職員が火災防御と救助活動の経験を積む機会が少ないことを表すほか、今後、経験不足から生じる知識と技術の低下が懸念されている。特に、大量退職期を間近に迎えている今、経験豊かなベテラン職員から経験の浅い若手職員への知識と技術の伝承が大きな課題となっている。円滑な世代交代を図り知識と技術の伝承を確かなものとするために、組織的取組みとしてベテラン職員と若手職員間の活発なコミュニケーションと実践を通じた強固なチームワークを育成する必要がある。

そのためには、ベテラン職員が培った知識と技術を伝えるための訓練施設を整備する必要があり、濃煙を体験できる濃煙迷路訓練室や燃焼の状態を体験できる燃焼実験室等の整備が必要である。

（６）庁舎移転と建て替えの必要性

消防活動を円滑に行うためには、消防活動の基本である消防ポンプ自動車を用いた放水訓練や、市民の生命を災害から救助するためのさまざまな救助資機材を使った救助訓練、他の消防機関と連携して行う総合訓練などを行う場所と施設の確保が不可欠である。これらの訓練施設を確保することによって、災害活動能力が向上することは明らかであるが、両庁舎にはいずれも諸課題があり訓練が十分に行えていない状況である。

また、消防には、火災や救急活動以外に危険物の許認可や建築確認に伴う消防同意事務などの火災予防に関することや、火災原因調査、救急や救助関係等の消防固有事務がある。これらの事務を適切に執行するために、現代の高度情報化に対応しさらに書類を管理するための書庫や倉庫が欠かせず、両庁舎は、このいずれも十分なスペースが確保されていない。

その他、近年、ＡＥＤの普及によって救急講習の需要が増大している。また、救急講習以外にも、防火管理者や危険物取扱者の講習、そして市民を対象とした消防訓練の要望が高まっている。この市民の要望に応えるためには、講習を開催するための講堂や会議室が必要であるが、南分署、荒川沖消防署のいずれも整備がなされていない。

【庁舎に関する現状と課題】【職員に関する現状と課題】【組織に関する現状と課題】を検討してきたが、今後の消防行政を見据え、要求される庁舎機能や訓練施設を、現在の庁舎を改修し対応させることは極めて困難である。

特に南分署については、敷地が狭隘であるため現在地での建て替えが難しいことなども考慮すると、距離が近く、近い将来大規模な改修が必要となる荒川沖消防署と統合し、新たな敷地に防災拠点となる新庁舎を建設することが効果的と判断された。

1-3 整備対象署所

R6.4.1 現在

(1) 土浦消防署 南分署

土浦消防署 南分署			
昭和58年12月竣工			
構造：鉄骨			
階数：平屋建			
建築面積 320.59㎡			
延床面積 320.59㎡			
敷地面積 708.02㎡			
配置車両 計 3台	消防ポンプ自動車 2000リットル水槽付	1台	
	高規格救急自動車	1台	
	査察広報車	1台	
配置人員 計15名	分署長1名	1部7名	2部7名

(2) 荒川沖消防署

荒川沖消防署			
昭和49年7月竣工 平成24年12月 (一部改修)			
構造：鉄筋コンクリート			
階数：2階建			
建築面積 365.43㎡			
延床面積 537.82㎡			
敷地面積 3361.80㎡			
配置車両 計4台	消防ポンプ自動車 2000リットル水槽付	1台	
	消防ポンプ自動車	1台	
	高規格救急自動車	1台	
	査察広報車	1台	
配置人員 計23名	消防署長1名	1部11名	2部11名

1－4 新庁舎建設の基本的考え方

【基本方針】 “安心・安全（SAFE）”

- S：災害に強く持続可能な庁舎（Sustainable）
A：活気のある庁舎（Actively）
F：機能性を追求した庁舎（Functionality）
E：経済的な庁舎（Economical）

（１）災害に強く持続可能な庁舎 Sustainable

- ・地震、台風、水害等の自然災害に強く、電気やガス、水道などの社会的インフラが断絶した場合でも自立して稼働できる庁舎

（２）活気のある庁舎 Actively

- ・凄惨な現場での活動や 24 時間の連続勤務など、精神的・肉体的ストレスを多大に受ける消防職員の疲労を軽減し、職員が積極的に活動することをサポートする庁舎

（３）機能性を追求した庁舎 Functionality

- ・消防の使命である災害出動に対し、素早い対応を可能とするべく、事務室から車両乗車までの出動動線の合理化、資機材を保管するスペース等の確保、消防業務の遂行に必要な設備の充実など、機能性を追求した質実剛健な庁舎

（４）経済的な庁舎 Economical

- ・省エネルギー設計により維持管理コストを低減するほか、公共施設の長寿命化に対応し、今後の改修・修繕等の際にコストのかからない経済的な庁舎

1-5 新庁舎に必要な機能

(1) 庁舎設備

ア 十分なスペースが確保された消防車庫

消防車庫は、現在の南分署および荒川沖消防署に配置されている消防車両をすべて収容できるものとし、出入口は大型車の出動に支障がない間口とする。車庫の前面には車両点検や洗車をするための空地を設ける。車庫内は、車両同士がドアオープン時に接触することがないように離隔距離を十分に取り、また将来の車両増にも対応できるスペースも確保する。

イ 迅速な出動態勢の確保

迅速な消防活動を行うため、消防車両の出動に際して、外来者の車両と交差しない動線を確保する。隊員が素早く出動態勢をとれるように事務所等の配置に留意し、出動準備室や救急・救助資機材格納庫等の付帯施設を最適な位置に設ける。

ウ 広域応援受援体制

大規模広域災害が発生した場合、緊急消防援助隊等が迅速・的確・効率的に活動が行えるように、必要な施設・設備を整備して広域応援時の受援体制を整える。

エ 災害備蓄用設備の充実

東日本大震災等の経験を踏まえて、消防活動能力を維持するため自家給油設備および自家発電設備、井戸、燃料、食料、その他を備蓄する。

(2) 訓練場の整備

ア 火災想定訓練

消防力の根幹である消防ポンプ自動車を始めとする消防用機械器具の取扱い及び消防車両相互のホース中継訓練、より円滑な火災防御活動を可能とする火災防御総合訓練を実施できる訓練設備を整備する。

イ 救助技術訓練

消防職員の救助技術の練磨を図るため、各種救助訓練ができる訓練塔を整備し、複雑多様化する災害に対する救助隊の活動能力の強化を図る。

ウ 救急訓練

救急隊員の知識と技術の向上を図るため、救急資機材の取扱い訓練、交通事故等の各種災害時における救急隊と救助隊・消防隊間の連携訓練が行える施設を整備し救命率の向上を図る設備を設ける。

(3) 市民防災啓発用設備

ア 講堂の機能

平常時は、市民啓発施設として研修会や各種講習会を行うことができる機能（可動間仕切り、スクリーン、放送設備など）を有し、非常時には消防現場活動のバックアップを可能とする多目的講堂を整備する。

イ 市民との合同訓練

市民の地震・火災に対する防災意識が高まる中、水消火器訓練を始めとする市民参加型の消火訓練および避難訓練等を実施出来る設備を設ける。

(4) 情報発信拠点機能

ア 情報収集

現場活動隊の支援情報として重要な気象を観測するための気象観測装置を整備する。

(5) その他

ア 安全性

消防庁舎は、地震を含めたあらゆる災害に対して最後の砦となるために、耐震性だけでなく風水害にも強くなければならない。大地震や台風などのいかなる自然災害にも耐えられる安全性を確保する。

イ 省エネ性能

各種省エネルギー機材を導入し、環境保護や経済的合理性に優れた庁舎とする。

ウ バックアップ機能

消防現場活動をバックアップするため、空気ボンベ充填施設、救急消毒室、ホース洗浄乾燥設備、車両整備場その他を整備する。

エ その他

消防署として機能するために、事務所や書庫等を整備するとともに、消防署員が日常的に使用する仮眠室等にあっては、プライバシーや衛生面に留意する。

2 整備に係わる基本要件

2-1 整備計画

基本方針 “安全（SAFE）”

S：災害に強く持続可能な庁舎（Sustainable）

A：活気のある庁舎（Actively）

F：機能性を追求した庁舎（Functionality）

E：経済的な庁舎（Economical）

（1）S：災害に強く・持続可能な庁舎 Sustainable

災害に強く

- ・自然災害により消防活動拠点としての機能が損なわれない構造設計、設備配置とする。

- 耐震制・・・地震による被害を最小限に抑え、消防機能が停止しない構造とする。

- 耐水性・・・台風などの風雨にさらされても機能が損なわれない設備配置とする。

持続可能な庁舎

- ・社会的インフラが破壊されても機能できる庁舎

- 電 気・・・発電機、自家発電設備の設置により電源を確保し通信機器等災害活動に滞りが生じない設備とする。太陽光発電についても検討する。

- ガ ス・・・LPガス等を使用し、常時容量を確保し、インフラ停止等においても使用できる設備とする。

- 水・・・受水槽、耐震性貯水槽 40t、非常用井戸、雨水槽の設置により飲料水及び生活用水、消防車両積載用水の確保をする。

- 燃 料・・・自家給油設備の整備により、緊急車両や発電機等の燃料を確保する。



自家給油施設は、普段の給油ばかりでなく、大震災などにより燃料の確保が困難になったとき、消防車両の活動を支えることができる。



停電に備えた自家発電設備、インフラが断絶された場合でも、施設が単独で1週間程度稼働できる容量を備えたものが望ましい。

(2) A：活気のある庁舎 （Actively）

・凄惨な現場での活動や 24 時間の連続勤務など、精神的・肉体的ストレス多大に受ける消防職員の疲労を軽減するほか、積極的な活動をサポートできる庁舎とする。

仮眠室・・・ 従来の共同部屋ではなく、個室または準個室化とする。

多目的室・・・ 職員が集合し、全体ミーティング、机上訓練等を行う部屋を設ける。

採光確保・・・ 屋内の採光を十分に確保できるように空間を検討する。



庁舎内は採光を利用し、配色も柔らかくすることで室内が明るく見える。



消防職員のプライバシーを確保するため仮眠室は個室化や半個室化が求められる。

(3) F：機能性を追求した庁舎（Functionality）

- ・ 消防の使命である災害出動に対し、素早い対応を可能とするべく、事務室から車両乗車までの出動動線の合理化、資機材を保管するスペース等の確保、消防業務の遂行に必要な設備の充実など、機能性を追求した質実剛健な庁舎

職場内感染防止・・・ 職員の生活空間としての確保の他、徹底的な感染防止を考慮に入れた設計。

訓練設備・・・ 庁舎の一部を訓練施設として使用できる設計とし、訓練中の災害出動に影響の少ない配置とする。

出動動線・・・ 事務室から車庫に至るまでの出動動線の合理化を徹底的に図り、素早い出動を可能とする。

備蓄施設・・・ 災害時に必要な資機材を素早く準備出来るよう、動線付近に備蓄施設を設ける。



感染防止を防ぐための救急消毒室や、出動内容を確認するための出動準備室など、良好な消防サービスを提供するための施設整備が必要である。



車庫等を活用することで消防資機材等の備蓄を可能とする。消防機関では災害に備えて、一定の資機材を保持しておくことが必要である。

(4) E：経済的な庁舎 (Economical)

- ・施設を運営していく中で、避けられないランニングコストを極力低減させる設備を設ける。

省エネルギー・・・ 省エネルギー設計により維持管理コストの低減を図る。

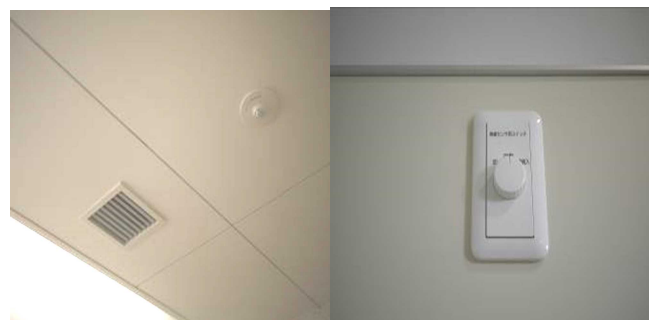
構造・・・ 熱遮断ガラス、屋上、壁断熱の採用等、構造自体の省エネルギー設計を図る。

空調・・・ 省エネルギー型エアコン等の採用、自然換気の有効利用を考慮した設計を図る。

照明・・・ L E D照明、個別スイッチ、人感センサー付照明を採用、また自然光を積極的に取り入れた設計により維持管理コストの低減を図る。



太陽光発電を活用することは、維持管理コストを低減や、災害発生時の電力確保などが期待できる。

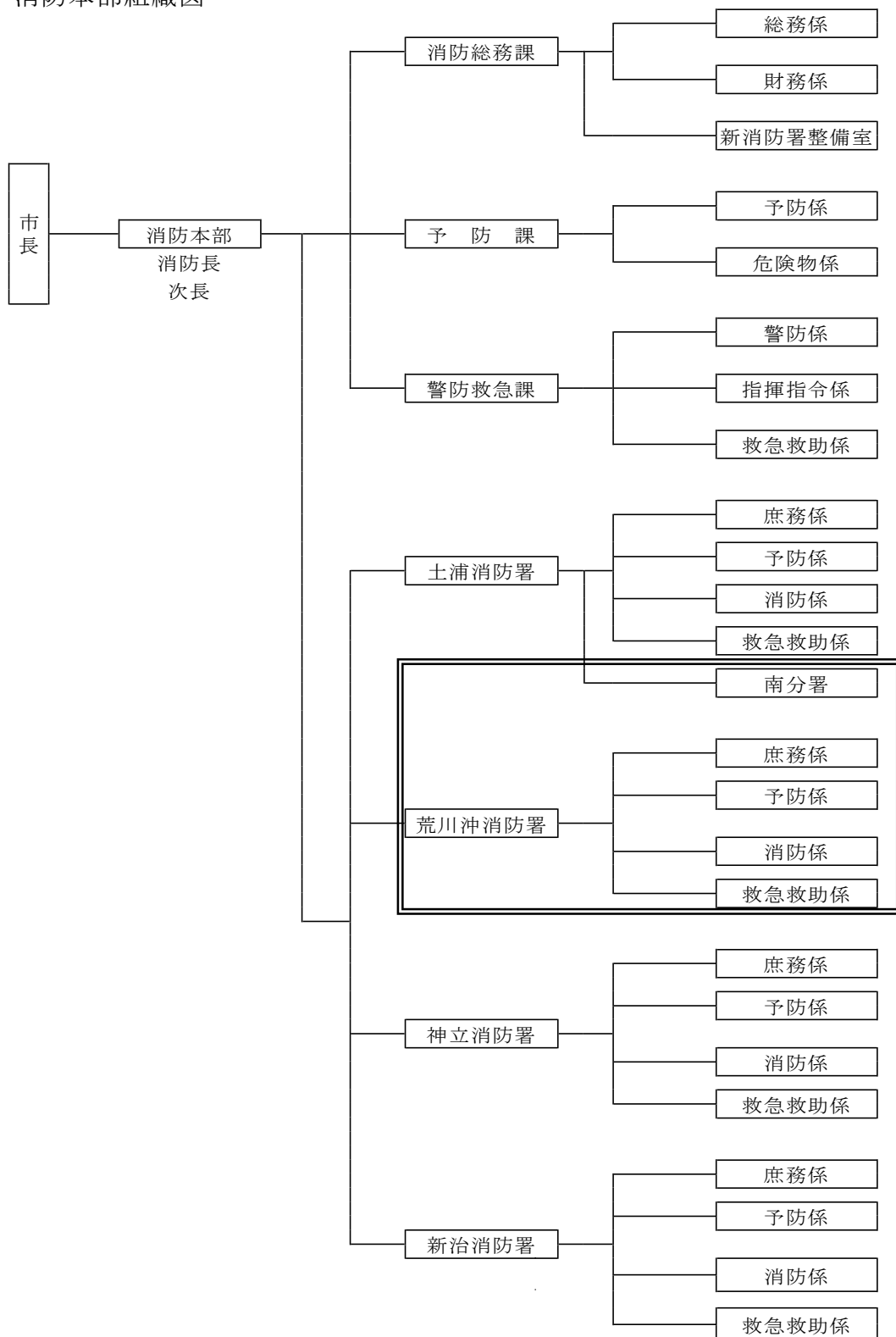


人感センサー付器具の採用による省エネルギー化を図る。

2-2 組織体系

新消防庁舎は、現在の土浦消防署南分署と荒川沖消防署の機能を集約したもので、災害活動拠点となるべく、組織体系に基づいた、適切な施設構成が必要となる。

消防本部組織図



2-3 法規制

建築基準法を始めとする関係法令のうち、特に留意すべき事項は次のとおりとします。

【適用法令】

- ・ 地方自治法（昭和 22 年 法律第 67 号）
- ・ 災害対策基本法（昭和 36 年 法律第 223 号）
- ・ 建築基準法（昭和 25 年 法律第 201 号）
- ・ 都市計画法（昭和 43 年 法律第 100 号）
- ・ 消防法（昭和 23 年 法律第 86 号）
- ・ 下水道法（昭和 33 年 法律第 79 号）
- ・ 森林法（昭和 26 年 法律第 249 号）
- ・ 農地法（昭和 27 年 法律第 229 号）
- ・ 大気汚染防止法（昭和 43 年 法律第 97 号）
- ・ 健康増進法（平成 14 年 法律第 103 号）
- ・ 労働安全衛生法（昭和 47 年 法律第 57 号）
- ・ 電波法（昭和 25 年 法律第 131 号）
- ・ 高圧ガス保安法（昭和 26 年 法律第 204 号）
- ・ 建設業法（昭和 24 年 法律第 100 号）
- ・ 電気事業法（昭和 39 年 法律第 170 号）
- ・ 電気通信事業法（昭和 59 年 法律第 86 号）
- ・ 国法による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年 法律第 100 号）
- ・ 建築工事に係る資材の再資源化等に関する法律（昭和 12 年 法律第 104 号）
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年 法律第 48 号）
- ・ エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和 54 年 法律第 49 号）
- ・ 各種の建築関係資格法

【適用条例、規則、制度等】

- | | |
|---------------------------------|------------------------|
| ・ 茨城県建築基準条例 | ・ 茨城県環境基本条例 |
| ・ 茨城県地球環境保全行動条例 | ・ 土浦市環境基本条例 |
| ・ 土浦市水道事業給水条例 | ・ 土浦市下水道条例 |
| ・ 土浦市都市計画法施行細則 | ・ 都市計画法に基づく開発行為等に関する要綱 |
| ・ 土浦市建築基準条例 | ・ 土浦市建築基準法施行細則 |
| ・ 土浦市市火災予防条例 | ・ 土浦市危険物規制規則 |
| ・ 土浦市中高層建築物等の建築に関する指導要綱 | |
| ・ 土浦市市街化調整区域に係る開発行為等の許可基準に関する条例 | |

上記以外で事業に関係する法令、要綱、基準、制度等についても順守する。

3 基本計画

3-1 建設予定地の条件について

令和5年度に実施した一般財団法人消防防災科学センターの常備消防力適正配置等調査、及び土浦市消防署庁舎整備検討委員会において消防力の適正配置について検討を行い、『南分署、荒川沖消防署の2署の機能を集約させた新たな防災拠点として、南分署と荒川沖消防署を集約し現5署体制から4署体制を構築し、新たな消防署の候補地はそれぞれの消防署の中間地点が望ましい』とされ、候補エリアが示された。

令和6年度には新消防署建設用地選定委員会を設置し、候補エリアの中から、以下の要件に合致する用地を選定した。

- ①常磐線より東側、かつ主要幹線道路沿い
- ②ハザードマップエリア外
- ③敷地規模及び整備の経済性、効率性の観点
- ④近隣住民への配慮

3-2 建設予定地

(1) 位置 土浦市右碓地内

荒川沖消防署と南分署の中間地点の主要幹線道路沿いである以下の用地を建設予定地とする。



(2) 敷地概要

敷地面積、用途指定等は次のとおり。

- ・敷地面積 7500 m²程度
- ・都市計画地域 土浦・阿見都市計画区域
- ・区域区分 市街化調整区域
- ・用途地域 指定なし
- ・建ぺい率 60%
- ・容積率 200%
- ・防火地域 指定なし
- ・その他 埋蔵文化財包蔵地（調査済み）

3-3 配置計画

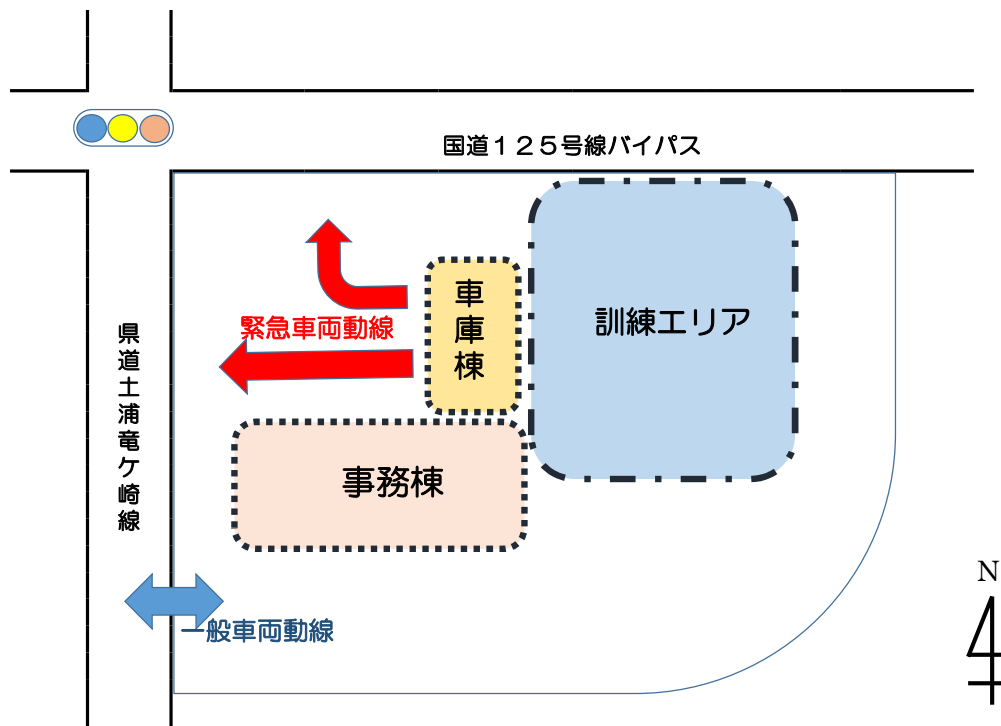
新庁舎の規模、構成、ゾーニングは、以下の内容で構成する。

- 敷地面積 7500 m²程度
- 庁舎面積 1400 m²程度
- 付属建物 訓練塔、備蓄倉庫等

(1) 敷地ゾーニング

敷地のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し施設配置及び接道等周辺環境との整合を図る必要がある。

- 緊急車両と来庁者車両の動線を離し、交錯しない様にする。
- 緊急車両の出動動線は、速やかに出動できる様にする。
- 緊急車両の出動動線が、震災などにより通行不能となった際に、代替となる動線が確保できる様にする。
- 来庁者用駐車場・駐輪場と庁舎玄関をできる限り近接する様にする。
- 玄関アプローチの人車分離を明確にする。



(2) 庁舎ゾーニング

庁舎のゾーニングにあたっては、以下の項目に留意し、来庁者、平時の職員、緊急時の職員が互いに行動を妨げない様に整合を図る必要がある。

- 来庁者の動線は、職員の動線に妨げられることなく、できる限り短距離で目的の施設に到着できるようにする。
- 平時の職員の動線は、来庁者の動線を妨げることなく、速やかに業務ができるよう、主として職員の利用を想定した廊下・階段とする。
- 緊急時の職員の動線は、出動するにあたっては事務室、仮眠室又は訓練施設から速やかに出動できるようにする。
- 緊急時の職員の動線は、来庁者の動線を避けるようにする。また、帰署するにあたっては、救急車等感染防止の処置が必要な部隊と、その他の部隊の動線を分けて行動できるようにする。

3-4 施設規模

(1) 配置予定人員

総員 41 名（内訳） 日勤者 1 名、 隔日勤務者 40 名

(2) 配置予定車両

台数 6 台（内訳） 水槽付きポンプ車 2 台、 ポンプ車 1 台
連絡車 1 台、 救急車 2 台

(3) 参考面積

事務棟 A	室名	各室(m ²)	車庫棟 B	室名	各室(m ²)
	署長(室・スペース)	10		車両部分	250
	事務室	130		救急消毒室	15
	受付・通信室	10		救急資器材庫	15
	文書庫	30		車両資機材庫	20
	市民相談室	15		危険物庫	5
	食堂・厨房	60		空気充填室	10
	トレーニング室	20		階段等	15
	男性用シャワー・脱衣室	15		合計	330
	女性用スペース (仮眠室、トイレ、シャワー、休憩室)	30	訓練塔 C	室名	各室(m ²)
	多目的室	80		救助資機材庫	50
	物品倉庫	30		火災調査実験室	25
	仮眠室	125		ネット収納庫	25
	出場準備室	70		合計	100
	更衣室 男	8	敷地	施設名	面積(m ²)
	更衣室 女	4		事務棟・車庫棟	900
	洗濯・乾燥室	15		付属設備(訓練塔・外部倉庫・キュービクル・自家給油設備等)	300
	1Fトイレ 男	12		訓練エリア	3000
	1Fトイレ 女	8		職員用駐車場	750
	2Fトイレ 男	12		来客駐車スペース(車いす対応も含む)	100
	2Fトイレ 女	8		二輪駐車場	50
	エントランスホール(受付・EVホール)	40		車路	400
	バリアフリートイレ	4		庁舎周囲・その他	2000
	給湯室	4		合計	7500
	その他(通路・階段等)	190			
	合計	930			

3-5 構成施設計画

区 分	諸室等
事務棟	署長室、事務室、受付・通信室、文書庫、市民相談室、食堂・厨房、休憩室、トレーニング室、洗濯・乾燥室、仮眠室、シャワー・脱衣室、女性用スペース(仮眠室・洗濯室・シャワー・脱衣室)、出場準備室、消防資機材庫、多目的室
共有部	電気室、共有部分、エントランスホール、トイレ（男性・女性）、バリアフリートイレ、職員用出入り口
車庫棟	車庫、危険物庫、車両関係資機材庫、空気充填室、救急用備品庫、救急消毒室、救急訓練室
訓練施設	訓練塔（消火訓練・火災調査実験室、救助訓練施設、救助資機材倉庫）、屋外訓練場
その他の施設	自家給油設備、耐震性貯水槽、案内掲示板、自家発電設備、井戸

3-6 各室の計画

(1) 事務棟

事務棟については、消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

(ア) 事務棟

諸室名称		用途など
1	署長室	- 署事務スペースに含め設計時はパーティション間仕切りを考慮する。 - 消防署長の執務室及び応接室として使用する。 - 執務机、6名程度の応接が可能な家具類、キャビネット等を整備する。
2	事務室	- 消防署職員の執務室及び来庁者対応用として使用する。 - 事務室と車庫を結ぶ動線の経路や幅員を優先的に考えた配置とする。 - 事務室はレイアウト変更が容易にできるよう、OAフロアとする。
4	受付・通信室	- 来客等受付、案内のためのスペースとして使用する。 - 消防救急無線、市防災無線、電話交換機等の機器を設置する室として使用する。受付と兼用する。
5	文書庫	- 消防署の保存文書及び査察台帳等を保管する。 - 事務室に接して配置し、可動式書架を収納できるよう床の耐荷重を設計する。
6	市民相談室	- 市民の相談を受けるスペース。 - 市民相談、調書作成聴取、打合せ用として使用する。 - 災害等に関する情報を関係者から聴取するための室として使用する。 - 間仕切り壁は遮音性能を有する構造とする。

諸室名称		用途など
7	食堂・厨房	・署の職員20名程度の食堂及び調理室として使用する。
8	休憩室	・食堂に付属する。 ・労働安全規則に基づき、職員休養スペースとして使用する。 ・非常災害時及び増強警備等により増隊した消防隊や救急隊等の仮眠室並びに通常時の休憩室として利用する。
9	トレーニング室	・雨天、夜間時の消防訓練及び職員の体力練成に必要なトレーニングを行うためのスペースとして使用する。 ・訓練により容易に破損しない内部構造とするとともに、弾力性かつ安全性が充足されているものとする。
10	洗濯・乾燥室	・消防活動等により汚れた防火衣、衣類、資機材をすぐに洗濯できるように、車庫およびシャワー室エリアに近接して設ける。 ・洗濯機パン・乾燥機台を設置するものとし、室全体を乾燥室として使用できる構造とする。
11	仮眠室	・消防隊員のための夜間仮眠室及び更衣室として使用する。 ・原則として、個室または準個室タイプとする。 ・原則として仮眠室は階段に接近させ出動動線に配慮する。 ・床は、歩行時騒音の少ない材質を使用する。 ・壁及び建具は、外部からの騒音防止及び夜間採光を遮断できるものを採用する。 ・車庫に達する動線は、安全かつ短時間で到達することができるものとする。 ・扉は、開閉時に音がしないものを採用する。 ・照明は、通信端末室又は受付からも強制点滅が可能な方式とする。
12	シャワー・脱衣室	・消防活動、訓練後等、交替制勤務員の入浴室として使用する。 ・消防活動後すぐに入浴できるよう、できるだけ車庫に近接して設ける。
13	女性用スペース	・女性救急隊及び消防隊員用のスペースとして使用する。 ・プライバシー保護のため、女性用施設を1か所にまとめて整備する。 ・仮眠室兼更衣室、休憩室、洗濯室、シャワー、脱衣室、洗面所及びトイレを設ける。
14	洗面所	・男性脱衣室内に設置を検討する。
15	出場準備室	・出動時防火衣を着装するスペース。防火衣収納庫及び出場指令書の受信設備を備える。 ・着装室を設け、防火衣収納ロッカーを設置する。 ・迅速に出動するため、車庫に隣接して配置する。 ・着装時における隊員相互の接触を避けるため、十分なスペースを確保する。 ・防火着装中の隊員も指令番地の確認ができるよう大型モニターを設ける。

諸室名称		用途など
16	消防資機材庫	・消防活動用資機材及びホース等を保管するスペースとして使用する。 ・緊急車両車庫に隣接させ、資機材の搬出入が容易に行える開口を設ける。 ・物品保管用に強固な構造の棚を設ける。 ・天井スラブ付近は、ポート置場等資材を保管できるものとし、その搬出を容易にできる設備（ホイスト等）を設置する。 ・廊下からの出入口とは別に車両の寄り付きが可能な外部搬出入口を設ける。 ・各壁面に棚を設置する。重量物を保管するため強度を十分取る。 ・換気設備等を設ける。
17	多目的室	・市民が救急講習等で使用する。 ・職員が会議や教養、訓練等で使用する。 ・パーティションにより、2 部屋に分離できる構造とする。 ・大規模災害時の土浦消防署の代替施設として作戦本部室の機能を有する。

(イ) 共有部

諸室名称		用途など
1	電気室	・空調機、冷凍機及び換気扇用ファン等の設置場所として使用する。 ・庁舎の受電盤、変電設備の設置場所として使用する。 ・発電設備の燃料備蓄量は 72 時間分（3 日間）とし、燃料補給を行うことにより 168 時間（1 週間）以上の機関運転可能時間を確保する。 ・各階幹線ルートは二重化を図り、電力供給における信頼性を向上させる。
4	共有部分	・廊下、階段、エレベーター、玄関等手すりを設け、人感センサー付照明を考慮する。
5	エントランスホール	・庁舎の入口及び展示スペースとして使用する。
6	トイレ (男性・女性)	・各階配置する。 ・人感センサー付照明とする。 ・防火衣着用時にも緊急車両車庫よりそのまま利用可能なように計画する。
7	バリアフリー トイレ	・多目的トイレ（オストメイト・ベッド他）を設ける。 ・多目的トイレに呼出用押しボタンを設け、受付又は指令端末室の複合防災盤に組込まれたトイレ呼出受信機に警報表示を行う。
8	職員用出入口	・来庁者との動線区別のため、職員の出入口として使用する。

(2) 車庫棟

車庫棟については、消防署の運営に必要な諸室とし、次の表に基づき検討します。

諸室名称		用途など
1	車庫	・緊急車両を保管する場所として使用する。 ・消防署の緊急車両は、水槽付ポンプ車2台、ポンプ車1台、救急車2台、連絡車1台とする。 ・出勤時の活動空間確保を考慮し、十分なスペースを確保する。 ・出場隊員を分散するため、二方向から車庫に至る動線とする。 ・消防車両と内壁面間には、出場動線を確保する。 ・地震時の揺れで車両と壁や柱、車両相互がぶつかり破壊されることのないよう十分な間隙を確保する。 ・災害出場を安全かつ容易にできるよう前面道路と車庫との間に空地スペース（水槽付消防ポンプ自動車全長程度）を設ける。 ・緊急車両の位置を明確にするため床面に区画線（白線）を引く。 ・排気ガスを容易かつ効率的に排気できる構造又は装置を設置する。 ・車庫扉は常時閉鎖でも採光可能で、外部から消防車両を視認できるタイプのものとする。 ・車両出入り口にシャッター等を設け、故障時・停電時に容易に開放できる機能を付加し、遠隔操作ができるものとする。 ・床は滑りにくい仕上げとし、適宜水勾配を設ける。 ・災害対応用資機材収納スペースを設ける。 ・車両積載品の交換等、作業用スペースを設ける。 ・車庫前面には、出勤時の動線（車路）利用の他、車両展開、点検、洗車スペース等を設ける。
2	危険物庫	・車両の潤滑材、整備用油脂、消防資機材等の燃料保管庫として使用する。
3	車両関係 資機材庫	・予備タイヤの保管等車両関係資機材庫として使用する。 ・タイヤラックを設置する。
4	空気充填室	・消防隊が災害出動及び訓練で使用した空気呼吸器の空気ポンペを充填するための高圧ガス充てん施設を整備する。 ・空気呼吸器用ポンペ、救急用酸素ポンペ等の保管室として使用する。
5	救急用備品庫	・救急資機材の管理収納室として使用する。 ・救急消毒室に隣接して設置する。 ・天井を張り換気設備を設ける等、衛生面に配慮した構造とする。 ・5人程度の救急訓練ができるスペース及び設備を配置する。 ・薬品、包帯その他救命処置用器具の倒落やこれによる漏れが生じることなく保管できるように配慮する。 ・エチレンオキサイドを扱うため、労働安全衛生法の基準に準拠する。

諸室名称		用途など
6	救急消毒室	・救急隊員や資機材の消毒室として使用する。 ・救急出動で使用した資機材の洗浄と消毒を行う。 ・救急隊及びPA 連携により感染の疑いがある傷病者に対応した職員と、来庁者や職員との接触を避け、汚染された疑いのある衣服や資機材を一時的に収容するための設備を設置する。 ・入口ドアの開閉は、直接手で触れなくても容易に開閉できる仕組み（例：肘や足を使う、自動ドア等）とするなど、作業性に配慮した構造とする。 ・二槽式流し台とし、一槽は深型で、手洗い及び血液や汚物等で汚れた資機材を洗浄でき、他の一槽は、消毒剤を浸し、消毒できる仕様とする。 ・感染性廃棄物を収納する専用容器を設置する個所を設ける。 ・洗浄した資機材を滅菌するための前作業を行うため、作業台を設ける。 ・血液、汚物等により汚染された救急服等を洗浄する洗濯機、乾燥機を設置する。 ・ストレッチャーを洗浄するスペースを設け、ホースリールにより延長可能なシャワー機能を設置する。 ・ストレッチャー洗浄部分に排水口を設置する。 ・救急車の駐車位置に隣接させ、車庫及び廊下の両方から直接出入りできるものとする。 ・無人時は紫外線殺菌灯に自動で切り替え可能とする。 ・除染用にユニットシャワー1基を設置する。
7	救急訓練室	・救急隊の訓練を行うスペース。 ・救急資器材庫との兼用も考慮する。

(3) 訓練施設

消防隊員として必要な警防技術を練磨するため、実戦に近い火災防御・検索救助等の訓練が可能な施設を設け、併せて市民対象の研修を実施できる機能を整備する。

冬期間や荒天時にも平面的な訓練を実施できる機能を有し、救助技術訓練、火災防ぎょ訓練等の実施できる施設を設ける。以上の施設として下記の施設設置を検討する。

諸室名称		用途など
1	訓練塔	・ 2階建、RC造若しくはS造の塔。 ・ 救助訓練に使用するほか、各階を訓練施設等に有効利用する。 ・ ホースリフター付のホース乾燥設備を付帯する。 ・ 訓練塔壁体1面に放水訓練用の放水壁を設置する。 ・ 訓練棟各階開口部（窓等）の上部には、アンカー（引っ張り強度5トン以上）を設ける。 ・ 訓練棟各階及び各室のすべて柱等には、コーナーガード等の保護材を設ける。 ・ 訓練棟各階及び各室には、すべて防止処理及び防かび対策を施す。 ・ すべてのバルコニー及び廊下に設ける手すり等の上部には、欠損防止用の金具を設ける。 ・ 屋内階段及び屋外階段は、すべり止めの措置を講じ、手すりを設ける。 ・ 訓練棟の各室の床材は、すべりにくいものとする。
2	消火訓練・火災調査実験室	・ ガスコンロ火災等の消火訓練ができる施設とする。 ・ 火災原因特定のため、鑑識・鑑定結果を証明するための実験及び出火に起因するような機器の燃焼実験を行う。
3	救助訓練施設	・ 救助活動の基礎技術である、ロープ渡過、ロープブリッジ救出訓練を実施するのに必要な面積。全国消防救助技術大会の規定に基づくものとする。
4	救助資機材倉庫	・ 救助訓練資機材等を収納する施設とする。
5	屋外訓練場	・ 消防活動の基本、操法訓練と放水訓練ができるスペースを確保する。

(4) 防災備蓄倉庫

非常用備蓄資機材を本部非常用品庫、消防団資機材倉庫保管に分け保存するほか、署の物品を保管するスペースとして使用する。

(5) 来庁者用駐車場・駐輪場

来庁者用駐車場及び駐輪場は、施設利用者の利便性を考え敷地及び建物形状から施設運営上支障のない台数とし、緊急車両の交通動線と分離するよう計画する。

(6) その他の施設

その他の施設として、下記の施設設置を検討する。

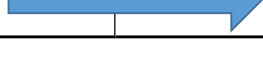
諸室名称		用途など
1	自家給油設備	・地震、台風、水害等の大規模災害発生時、初動時における消防車両用の燃料を確保するため、自家給油設備を設置する。消防署の消防車及び救急車が1週間活動できる容量とする。
2	耐震性貯水槽	・近隣の火災、非常時の消火用水確保のため耐震性貯水槽40tを設置する。平時は火災防御訓練に使用する。
3	案内掲示板	・各種案内掲示板
4	自家発電設備	・災害時にも電力供給が止まらぬよう自家発電設備を設置する。
5	井戸	・災害対応の非常用井戸を設置する。

(7) 一般事項

- ・敷地内及び庁舎内において出勤時に職員同士の接触・衝突事故等の防止に十分配慮したスペースの確保と動線区分に配慮する。
- ・災害出勤の動線上のドアは、常時、内外部が確認できるようにする。廊下及び階段等は、出勤時の職員の動線に配慮した効率的かつ余裕のある計画とする。出入口等のセキュリティ対策を十分に講じる。
- ・大規模災害発生時に迅速かつ十分な受援体制が確保できる敷地や建物の構造及び設備とする。
- ・環境負荷を少なくするための省エネルギー対策に配慮し、新エネルギー資源の活用を積極的に図る。
- ・ペアガラス、太陽光発電や雨水及び再生水等の技術の活用を検討する。
- ・排水は自然流下を原則とするが、緊急時の利用に配慮して、地下に貯留槽を計画する。
- ・給排水設備については、災害時の緊急時利用に配慮した計画とする。
- ・雨水をトイレの洗浄、散水、洗車水、冷却塔補給水、消防訓練（消火訓練・放水訓練等）に利用し、施設規模に適した貯水量を確保する。
- ・フロア案内及び室名サインなどを適切に設置する
- ・館内放送設備は、停電時にも緊急放送が可能なように、非常電源内蔵型アンプとする。
- ・近隣住民への配慮のため、スピーカーに個別音量調整スイッチを設ける。同時に近隣住家のプライバシーに配慮して方位や窓等の採り方に配慮する。
- ・机のレイアウトは来庁者に背を向けないように配慮する。

3-7 事業スケジュール

※現時点での想定であり、今後の進捗により変動することがあります。

	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
消防力適正配置調査					
基本構想策定					
基本計画策定					
用地取得					
基本設計・実施設計					
造成工事					
庁舎工事					

.....
土浦市新消防署庁舎整備基本構想

令和 6年 8月 策定

12月 改定

土浦市消防本部

消防総務課新消防署整備室

〒300-0049

土浦市田中町 2083-1

電話 029-821-0119（代表）

029-846-7200（直通）
.....